

<別紙 1>

独立行政法人 地域医療機能推進機構
千葉病院附属介護老人保健施設重要事項説明書
(令和7年4月1日現在)

1. 法人及び施設の概要

(1) 法人の名称等

- ・ 法人名 独立行政法人 地域医療機能推進機構
- ・ 代表者 理事長 山本 修一
- ・ 所在地 〒108-0074
東京都港区高輪3丁目22番12号
- ・ 電話番号 03-5791-8220
- ・ ファックス番号 03-5791-8258

- ・ 施設名 独立行政法人 地域医療機能推進機構
千葉病院附属介護老人保健施設
- ・ 開設年月日 平成26年 4月 1日
- ・ 所在地 千葉市中央区仁戸名町682番地
- ・ 電話番号 043-268-1022
- ・ ファックス番号 043-268-1748
- ・ 管理者名 施設長 岡住 慎一
- ・ 介護保険指定番号 介護老人保健施設(千葉県 第1250180109号)
- ・ 施設の概要
 - ・ 敷地面積 15,812.67㎡(附属 千葉病院と共用)
 - ・ 建物構造 R C造 地下1階・地上3階建
 - ・ 延床面積 4,882.3㎡
 - ・ 療養室面積
 - 1人室 10.3㎡
 - 2人室 26.2㎡
 - 4人室 32.1㎡
 - ・ 主な居室面積
 - 食堂 215.8㎡
 - 機能訓練室(レクリエーションルームと兼用) 228.2㎡
 - 談話室 104.1㎡
 - ADL訓練室 28.2㎡

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護・通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション並びに介護予防短期入所療養介護といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[千葉病院附属介護老人保健施設の運営方針]

1. 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
2. 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
3. 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
4. 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
5. サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
6. 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(3) 施設の職員体制

職 種	職 務 内 容	人 員	夜 間
医 師	健康管理及び療養上の指導	1 名（常勤換算）	
薬 剤 師	薬学的管理指導	1 名（病院兼務）	
看 護 職 員	看護・生活援助業務	9 名以上	1 名
介 護 職 員	介護・生活援助業務	24 名以上	3 名
支 援 相 談 員	利用者及び家族の処遇上の相談援助	1 名以上	
介 護 支 援 専 門 員	施設サービス計画の作成	1 名以上	
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	リハビリテーション業務	1 名以上	
管理栄養士	献立の作成、栄養計算、栄養マネジメント	1 名以上	
事務職員	事務業務等	実情に応じた適当数	

(4) 定員等

- ・入所定員 100 名（短期入所を含む）
 - ・療養室数 個室14室、2人室 3室、4人室20室
- ・通所定員 30 名(介護予防通所を含む)
 - ディルーム・食 堂

2. サービス内容

入所サービスの場合（介護予防含む）

- ① 施設サービス・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護計画の立案
- ② 食 事 （食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 - 朝 食 7時45分～

昼 食 12時00分～

夕 食 18時00分～

- ③ 入 浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じ清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介 護（退所時の支援も行います）
- ⑥ リハビリテーション（マネジメント、短期集中、認知症短期集中）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 理容サービス
- ⑩ 私物洗濯サービス（業者委託）
- ⑪ ターミナルケア（施設長が認めた場合）
- ⑫ サービス提供体制強化加算（介護福祉士80％以上。勤続10年以上介護福祉士35％以上）
- ⑬ レクリエーション（季節行事あり）

その他

- ①併設に千葉病院附属居宅介護支援センターがあります。在宅のケアプランを作成できます。お気軽にご相談ください。
- ②これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力いただき、ご利用者様の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関 独立行政法人 地域医療機能推進機構
 - ・ 名 称 千葉病院
 - ・ 住 所 千葉市中央区仁戸名町682番地
- ・ 協力歯科医療機関
 - ・ 名 称 医療法人社団 郁栄会 寒竹歯科医院
 - ・ 住 所 千葉市美浜区高洲3-10-1 サンフラワービレッジ稲毛海岸3F
- ・ 緊急時の連絡先
緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡いたします。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 食事
施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食事は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 面会時間
午前9時から午後7時までとします。
- ・ 消灯時間
午後9時とします。
- ・ 外出・外泊
 - ・ 外出・外泊届けを提出し許可を得てください。
 - ・ 外出・外泊中に体調に変化が生じた場合は、直ちに当施設に連絡してください。

- ・ 外出・外泊中は無断で受診しないでください。
- ・ 飲酒・喫煙
原則として禁止。
- ・ 所持品・備品等の持ち込み
電気製品、食べ物、飲み物等の持ち込みは原則として禁止。ただし、特別に必要な物品については協議の上とします。
- ・ 金銭・貴重品の持ち込み
原則として禁止。やむを得ず持ち込む場合は必要額及び必要物品とし、持ち込まれた金銭・貴重品の紛失や破損については、一切責任を負わないものとします。
- ・ 洗濯
原則として、本人および家族とします。
止むを得ず、業者に洗濯を依頼したい場合は施設にご相談ください。

5. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- ・ 防火管理者および火元責任者を配置します。
- ・ 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- ・ 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。
- ・ 防火管理者は、施設職員に対して防火訓練、消防訓練を実施します。
 - ・ 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……………年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行います）
 - ・ 利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
（避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努める。また、訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のある訓練や計画時点から実施にあたって消防関係者等からの助言を受けられるよう努める。）
 - ・ 非常災害用設備の使用法の徹底……………随時
- ・ その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 第三者評価

当施設では、提供するサービスの第三者評価は実施しておりません。

8. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

- ・ 支援相談員 鈴木 あまね
- ・ 電 話 043-268-1022
- ・ 窓口相談時間 平日 午前10時～午後5時まで

- ・ 千葉市 介護保険事業課 TEL 043-245-5062
- ・ 国民健康保険団体連合会 介護保険苦情処理係 043-254-7428

要望や苦情などは、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、施設内1階に

備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただきお申し出いただくこともできます。

9. その他

当施設についてのご不明な点は、施設担当者におたずねください。

介護老人保健施設サービスについて

【令和7年4月1日現在】

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・ご扶養者（家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は治療の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇介護：

施設サービス計画に基づいて実施します。

◇リハビリテーション：

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

・療養室： 個室、 2人室、 4人室

・食 事： 朝食時間 7時45分 ～
昼食 12時00分 ～
夕食 18時00分 ～

* 以上の時間を予定していますが、状況によっては個人差があります。

* 食事は原則として食堂でおとりいただきます。

・入 浴： 週に最低 2回。

ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

・理 容： 月2回、理容サービスを実施しますので希望によりご利用いただきます。

* 理容サービスは、別途料金をいただきます。

3. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、従来型個室を利用した場合と多床室（2人室・4人室）を利用した場合とでは、利用料が異なり、また、要介護認定による要介護の程度によっても利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。）

(千葉県は3級地に区分されており、10.68を乗じた額が単価となっています。)

◇従来型個室：介護保健施設サービス費（Ⅰ）

- ・要介護1 842円/日
- ・要介護2 922円/日
- ・要介護3 992円/日
- ・要介護4 1,052円/日
- ・要介護5 1,111円/日

◇多床室：介護保健施設サービス費（Ⅰ）

- ・要介護1 931円/日
- ・要介護2 1,012円/日
- ・要介護3 1,083円/日
- ・要介護4 1,145円/日
- ・要介護5 1,202円/日

- *夜勤職員配置加算として、上記施設利用料に1日につき26円が加算されます。
- *入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として、1日につき214円～276円が加算されます。
- *認知症短期集中リハビリテーション加算として、入所の日から起算して3月以内の期間に週3日を限度として1日につき129円～257円が加算されます。
- *外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記施設利用料に代えて1日387円となります。(1月に6日を限度)
- *外泊時に介護老人保健施設により提供される在宅サービスを利用した場合には、外泊初日と最終日以外は上記施設利用料に代えて1日855円となります。(1月に6日を限度)
- *ターミナルケアを行った場合には、ターミナルケア加算 2,030円(1日)、972円(2～3日)、171円(4～30日)、77円(31～45日)が加算されます。
- *入所後30日間に限って、初期加算として1日32円～64円が加算されます。
- *入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、介護老人保健施設の管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携して再入所後の栄養管理に関する調整を行い、介護老人保健施設に再入所した場合に、1回に限り214円が加算されます。
- *入所予定日前30日以内または入所後7日以内において、退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療の方針の決定を行った場合に、入所中1回に限り481円が加算されます。また、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合に、入所中1回に限り513円が加算されます。
- *入所者が試行的に退所する場合において、入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合に、試行的退所を行った月から3月の間に限り、1月に1回を限度として428円が加算されます。
- *退所後の主治医に対して、入所者の診療情報を示す文書を添えて入所者の紹介を行った場合に、267円～534円が加算されます。
- *入所予定日前30日以内または入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定める。入所期間が1月を超え、入所者が退所し、居宅サービス等を利用する場合、入所者の退所に先立って入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対し、入所者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて居宅サービス等に必要な情報を提供し、かつ、当該居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に428～641円が加算されます。
- *医師が訪問看護の指示書を交付した場合に321円が加算されます。
- *経管栄養から経口栄養に移行しようとする入所者について、経口移行計画を作成し、そのための栄養管理及び支援が行われた場合に、1日につき30円が加算されます。(180日以内)
- *摂食機能障害を有し誤嚥が認められる入所者に対して、経口維持計画を作成し、計画に従い栄養管理が行われた場合に、6月以内に限り1月につき428円が加算されます。さらに、入所者の経口による継

継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察および会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士または言語聴覚士が加わった場合は、1月につき107円が加算されます。

- *療養食が必要な場合に、1日3食を限度として1食につき7円が加算されます。
- *緊急時施設療養費として、治療管理を受けた場合に、月3日を限度として1日につき554円が加算されます。
- *肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪について、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に、1回に連続する7日を限度として月1回に限り256円が加算されます。また、医師が感染症対策に関する研修を受講している場合に、1月に1回、連続する10日を限度として513円が加算されます。
- *褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用する。評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者等ごとの状態について定期的に記録、少なくとも3月に1回、入所者等ごとに褥瘡ケア計画を見直す場合に1月に4円が加算されます。施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等に、褥瘡の発生がない場合には、14円が加算されます。
- *排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師または医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも6月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用する。評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施する。少なくとも3月に1回、入所者等ごとに支援計画を見直す場合、1月につき11円が加算されます。
- *入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、またはおむつ使用ありから使用なしに改善している場合、1月につき17円が加算されます。いずれも悪化がない、かつおむつ使用ありからなしに改善している場合、1月につき22円が加算されます。
- *多剤投薬されている入所者の処方方針を介護老人保健施設の医師とかかりつけ医が事前に合意し、その処方方針に従って減薬する取り組みを行った場合に、1回を限度として75円～257円が加算されます。
- *在宅復帰・在宅療養支援機能加算として、1日につき55円が加算されます。（算定要件が満たされた場合に加算されます。）
- *サービス提供体制強化加算として、1日につき7円～24円が加算されます。
- *医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者またはその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理し、内容等の情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合、1月につき36円～57円が加算されます。
- *医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、特に自立支援のための対応が必要であるとされた人毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の人が共同して、自立支援の支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施する。月に1回321円が加算されます。
- *入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等の基本的な情報（科学的介護推進体制加算（Ⅱ）では、加えて疾病の状況や服薬情報等の情報）を、厚生労働省に提出するので、月に1回43～64円が加算されます。
- *外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合、入所時に1回、22円が加算されます。
- *低栄養状態のリスクが高い入所者に対し医師、管理栄養士、看護師などが共同で作成した、栄養ケア計画に従い食事の観察を週3回以上行い、食事の調整などを実施。厚労省へ情報提供することを行った場合、1日12円が加算されます。（要件を満たした場合）
- *日常生活自立度Ⅱ以上又はⅢ以上の人数により研修修了者を配置し認知症ケアに関する留意事項、

- 技術的指導の会議を定期的開催した場合、4円～5円が加算されます。（要件を満たした場合）
- * 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行い、指導に基づき口腔衛生管理に係る計画の作成、必要に応じ計画の見直し、厚労省へ情報を提出した場合、1月に97円～118円が加算されます。
 - * 協力医療機関と連携体制を構築するため、現病歴等の情報共有を行う会議を定期的開催する協力医療機関連携加算として、令和6年度は107円/月。令和7年度は6円～54円/月加算されます。
 - * 急性期病院入院後30日以内に退院し、老健へ入所した場合32円/日～64円/日（要件を満たした場合）
 - * 新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保し協力病院との間で一般的な感染症の発生時等の対応を取り決め、感染症発生時に連携し適切に対応していること。6円/月～11円/月（要件を満たした場合）
 - * 新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した入所者に対して相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、感染した入所者等に対し適切な感染対策を行ったうえで、該当するサービスを行った場合に1月に1回、連続する5日を限度として257円が加算されます。
 - * 認知症対象者に対し、個別に行動、心理症状の評価を計画的に行い、評価に基づく値を測定し認知症の行動、心理症状の予防等に資するチームケアの実施。認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、程度について定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直しを行っている場合、月に129円～161円加算されます。（要件を満たした場合）
 - * 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の開催や必要な安全対策を講じたうえで生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にを行い、見守り機器の導入や業務改善の取組による効果のデータを厚労省へ報告。11円/月～107円/月が加算されます。（要件を満たした場合）
 - * 介護職員処遇改善加算として、所定単位に加算率3.9%が加算されます。※
 - * 介護職員等特定処遇改善加算として、所定単位に加算率2.1%が加算されます。※
 - * 介護職員等ベースアップ等支援加算として、所定単位に加算率0.8%が加算されます。※
- ※令和6年4月～5月で終了
- * 令和6年6月以降は、新たな介護職員処遇改善加算として、所定単位に加算率7.5%が加算されます。

（2）その他の料金

- ① 食費（1日当たり） 1,990円
（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）
- ② 居住費（療養室の利用費）（1日当たり）
 - ・ 従来型個室 1,728円
 - ・ 多床室（2人室・4人室） 560円
 （ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。）
- * 上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（利用者負担説明書）をご覧ください。
- ③ 特別な室料（1日当たり）
 - ・ 個室（A） 1,650円
 - ・ 個室（B） 1,100円
 - ・ 2人室 1,650円
- ④ その他日常生活費
 - ・ 日用品費 実費
 - ・ 教養娯楽費 実費
- ⑤ 電気代(持込機器の場合)1機器（1日当たり）55円
- ⑥ 理美容代 2,000円

⑦ 文書料（通）

・ 文書料・各種証明料 1, 100～5, 500円

⑧ 予防接種料

・ 希望によりインフルエンザ等予防接種をしたときは実費をいただきます。

⑨ 介護保険外で送迎を行った場合 2, 200円（片道）

⑩ 口腔ウェットシート 1個当たり 483円～（嚥下困難やPEGの方）

（3）支払い方法

・ 毎月15日頃までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

・ お支払い方法は、現金、現金書留、銀行振込のいずれかにてお願い致します。
なお、書留、振込等にかかる手数料等は、利用者様の負担にてお願い致します。